

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予申請について

国民年金保険料(以下「保険料」)を納めていない状態で、死亡や障がいなどの不慮の事態が発生すると、遺族基礎年金や障害基礎年金を受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和5年度分(令和5年7月分から令和6年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月3日から受付します。

また、申請は申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請することができます。受付は役場住民課または岐阜南年金事務所です。

※マイナポータルからマイナンバーカードを利用して電子申請ができます。事前にマイナポータルの利用者登録が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書（住民課窓口にあります）
- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険被保険者離職票（離職した方）

●日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料は口座振替、クレジットカード、ペイジーなどによる納付方法に加え、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

※スマホ決済の利用には納付書と対応する決済アプリが必要です。

問岐阜南年金事務所 ☎273-6161 Ⓛ500-8381 岐阜市市橋2-1-15 住民課 ☎388-1115



消防署

花火による火災の防止

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

花火は、子どもから大人まで幅広く親しまれ、愛されている夏の風物詩の一つです。

しかし、原料は火薬であり、間違った使い方をすればやけどや火災など思わぬ事故になります。花火が原因となって発生する事故は年々減少傾向にありましたが、近年は増加しており、事故は毎年後を絶ちません。

そこで、花火を安全に楽しんでもらうためにも、次のことを守って使用しましょう。

1.花火に書いてある説明書の内容を必ず守る

皆さんもご存じのように、花火は様々な種類があり、ロケット花火は手に持てて使用してはならないなどのルールがあります。説明書をよく読み、正しく使用しましょう。

2.花火を人や家に向けたり、燃えやすい物の近くで行わない

火は簡単に燃え広がってしまいます。決して燃えやすい物の近くで花火を使用しないようにしましょう。

3.風の強い時は、花火をやめる

風の強い時は火の粉が飛びやすく、思わぬところまで飛んでしまうことがあります。風の強い時は花火を使用しないようにしましょう。

4.水バケツを近くに用意する

使い終わった花火は水の入ったバケツに必ず入れ、確実に火を消しましょう。

5.花火をほぐして遊ばない

花火の間違った使い方は火薬が一気に燃え、時には爆発することもあり、とても危険です。必ずそのままの形で1本ずつ火をつけて使用しましょう。



以上のこと気につけ、楽しい夏の思い出をつくりましょう。